

令和4年10月19日		
資料提供		
担当課	知事部局	監察査察課 石井(内2136) 大平(内2115) 直通Tel.073-441-2136
	教育委員会	総務課 井上(内3624、直通Tel.073-441-3640)

## 不正行為等通報の受理・処理状況について

令和4年9月中に監察査察監・監察査察課で受理した不正行為等通報(知事部局(労働委員会を含む。)の業務に係るもの)及び教育委員会事務局で受理した不正行為等通報(教育委員会(県立学校等を含む。)の業務に係るもの)について、概要を公表します。

### (知事部局)

#### 1 知事部局の通報の件数

##### (1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	
匿名	4
職員等	
計	4

##### (2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	
郵便・FAX	4
面談	
電話	
計	4

#### 2 知事部局で受理した通報内容と処理状況

(知事部局)……監察査察監・監察査察課で受理・調査・処理

通報内容	処理状況
① ある市のある道路は、一部の自動車が通行禁止であるが、取り締まりが行われない。	所管外のため不受理とし、警察本部に情報提供した。
② ある事業者は離婚した妻に現金を渡しているが、不正な金だ。	所管外のため不受理とした。
③ 県の公用車が法定速度を超える程の速度で走行していた。	調査の結果、通報の事実は確認できなかった。
④ 教育委員会のある所属において、パワハラ行為を行っている所属長がいる。	所管外のため不受理とし、教育委員会に回付した。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの	1	③
(2)県の行政事務処理、その他に関するもの	3	①②④

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1)調査の結果、是正の必要がないもの	1	
(うち通報内容が事実とは認められないもの)	1	③
(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)		
(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)		
(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)		
(2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの		
(3)調査を継続中としたもの		
(4)不受理としたもの	3	①②④

#### 3 知事部局の前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(8月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案はありません。

## (教育委員会)

### 1 教育委員会の通報の件数

#### (1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	
匿名	2
職員等	
計	2

#### (2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	
郵便・FAX	2
面談	
電話	
計	2

### 2 教育委員会で受理した通報内容と処理状況

(教育委員会)・・・教育委員会で受理・調査・処理

通報内容		処理状況
①	ある町の施設の職員が部下に嫌がらせを繰り返し、自殺に追い込んだ。	所管外であるため不受理とし、当該町教育委員会に情報提供した。
②	ある所属において、パワハラ行為を行っている所属長がいる。	調査中

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの

1 ②

(2)県の行政事務処理、その他に関するもの

1 ①

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1)調査の結果、是正の必要がないもの

(うち通報内容が事実とは認められないもの)

(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)

(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)

(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)

(2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの

1 ②

(3)調査を継続中としたもの

1 ①

(4)不受理としたもの

### 3 教育委員会の前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(8月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案のその後の処理状況については、今回発表できるものではありません。